

大和市監査委員告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和4年3月28日

大和市監査委員 佐藤光徳

大和市監査委員 青木正始

1 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査(大和市監査基準に準拠して実施)

2 監査対象 環境施設農政部

3 監査対象期間 令和3年2月～令和4年2月

4 監査年月日 令和4年3月28日

5 監査の方法 この監査は、環境施設農政部〔環境総務課、生活環境保全課、みどり公園課(公園管理事務所含む)、農政課、環境管理センター施設課、同廃棄物対策課、下水道経営課、下水道・河川施設課、水質管理センター〕において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

なお、佐藤光徳監査委員及び青木正始監査委員は、直接の利害関係がある事務について、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) 行政財産の貸付及び目的外使用許可に関する事務
- (6) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
- (7) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (8) 備品管理に関する事務
- (9) 緑化奨励金等交付に関する事務

- (10) 鳥獣飼養許可手数料徴収に関する事務
- (11) 基金管理に関する事務
- (12) 切手の受払に関する事務
- (13) 公園等の管理及び施設使用料徴収に関する事務
- (14) 公園台帳の管理に関する事務
- (15) 柳橋ふれあいプラザ使用料徴収に関する事務
- (16) 一般廃棄物処理手数料の徴収及び減免に関する事務
- (17) 証紙売りさばきに関する事務
- (18) 家庭污水くみ取り手数料徴収に関する事務
- (19) 家庭し尿浄化槽放流水くみ取り手数料徴収に関する事務
- (20) 被服貸与に関する事務
- (21) 下水道受益者負担金賦課に関する事務
- (22) 下水道使用料賦課に関する事務
- (23) 物件設置許可に関する事務
- (24) 指定下水道工事店指定に関する事務
- (25) 排水設備工事に関する事務
- (26) 下水道の占用許可に関する事務
- (27) 河川占用許可に関する事務
- (28) 原材料の管理に関する事務
- (29) 財産管理に関する事務
- (30) つり銭、領収印の管理に関する事務

- 6 主な着眼点
- ・ 予算執行が適正かつ効率的に行われているか
 - ・ 収入調定の時期及び金額は適正か
 - ・ 契約の内容は適切か。記載どおり履行されているか
 - ・ 補助金の交付時期、金額、実績報告等は適正か
 - ・ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか
 - ・ 前回の監査における指導事項が改善されているか

- 7 監査結果
- 財務に関する事務等の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(施設課)

柳橋ふれあいプラザ使用料徴収に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。

(廃棄物対策課)

収入調定に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。

(水質管理センター)

契約に関する事務において、受注者との協議に基づく内容の見直しを行わないまま、契約を継続しているものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。